

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 29 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 国土交通行政の基本施策に関する件

- ・石井国土交通大臣、鈴木総務副大臣、大塚国土交通副大臣、原田防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）松本文明君（自民）、中野洋昌君（公明）、初鹿明博君（立憲）、福田昭夫君（立憲）、
緑川貴士君（国民）、田村貴昭君（共産）、井上英孝君（維新）、重徳和彦君（社保）

（発言者及び主な発言内容）

松本文明君（自民）

（1） 私有道の適切な管理の在り方

- ア 規定する法律
- イ 道路台帳の所在及び保管者
- ウ 私有道の管理責任者
- エ 道路の目的である「一般交通の用」の意味
- オ 公道と私有道の果たす機能は同じであることの確認
- カ 私有道の所有者が設置した鉄柱を撤去する方法及び撤去を可能とする根拠法の有無
- キ 沿道住民から私有道の舗装等の更新を求められた場合の地方公共団体の対応状況
- ク 私有道の管理を行わない所有者の権利を制限する法律の必要性に対する大臣の見解

中野洋昌君（公明）

- （1） 建設現場で働く技能者の処遇改善に向け、建設キャリアアップシステムの普及・促進を後押しする必要性についての大臣の所見
- （2） 公共交通機関に関する施策
 - ア バスなどの事業用自動車の安全対策を再度講じる必要性
 - イ バス運転者の人手不足に対する現在の取組及び今後の方策
 - ウ バリアフリー化の現状及び今後の推進方針

初鹿明博君（立憲）

（1） 下関北九州道路

- ア 平成 28 年 3 月 31 日の閉門会による大臣への要望
 - a 大臣が従来方針どおり、「個別プロジェクトに関する調査を行わない」旨の回答をしたかの確認
 - b 大臣に対する事前説明資料等を検索したかの確認
- イ 平成 28 年夏頃の大臣の問題提起に至るまでの間、大臣が受けた説明内容及び説明資料を提出する必要性
- ウ 下関北九州道路を事業化する場合の国会における具体的な手続

福田昭夫君（立憲）

（1） 宿泊業の働き方改革

- ア 日本の宿泊サービスの特性、課題及び今後の取組並びに宿泊業の生産性向上と魅力ある職場環境づくりに関するこれまでの対応及び今後の取組

- イ 「マルチタスク型人材」が一人三役（フロント業務、接客、レストランサービス）可能であることの確認
- ウ 「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領
 - a 特定技能者の受入れの必要性和受入見込み数及び1号特定技能外国人が従事する業務内容
 - b 1号特定技能外国人が単純業務も含め一人三役の業務に取り組むことができることの確認
- (2) 辺野古埋立て承認取消し撤回に関し、国の機関等の行政不服審査法上の審査請求人としての適格
 - ア 行政手続法の成立及び施行並びに行政不服審査法の全面改正及び施行の時期
 - イ 沖縄防衛局が国の機関であることの確認
 - ウ 沖縄防衛局による辺野古における飛行場建設の理由
 - エ 上記ウの建設は沖縄防衛局の固有の事務であるかの確認
 - オ 上記ウの建設は沖縄防衛局の固有の事務であるため、行政不服審査法上の審査請求人の資格がないとの考えに対する見解
 - カ 沖縄県による承認取消しの違法性が判断された平成28年の最高裁判決の日時及び内容
 - キ 行政不服審査法の目的が国民の権利利益の救済であり国及び地方公共団体の権利利益の救済でないことの確認
 - ク 行政不服審査法に基づき審査請求ができる「行政庁の処分不服がある者」に国及び地方公共団体が含まれるとする理由
 - ケ 固有の事務を行っている沖縄防衛局は行政不服審査法の適用除外の対象となることへの見解
 - コ 行政不服審査法第8条の趣旨
 - サ 沖縄防衛局が行政不服審査法に基づき審査請求を行うことの適法性について防衛副大臣の見解

緑川貴士君（国民）

- (1) 秋田県上小阿仁村で行われた、道の駅を拠点とした自動運転サービスの実証実験に対する評価
- (2) トラック運送業における働き方改革
 - ア 働き方改革に対する大臣の所感
 - イ 人手不足及びドライバーの負担軽減に向けた取組
 - ウ 積載効率向上の在り方に対する大臣の認識及び改善に向けた対策
 - エ 荷待ち時間、荷役作業の長時間化の問題に対する対策
 - オ 帰り荷の運賃について、適切な利益設定に基づき算出する必要性
 - カ サービスエリア等の休憩施設における駐車スペース不足の解消に向けた対策
- (3) バス業界における運転手不足への対応等
 - ア 運転手不足が深刻化する中で地域公共交通の確保及び支援の在り方
 - イ 大型2種免許取得の受験年齢の引下げに関する取組
 - ウ デジタル技術の進展を移動手段の利便性の向上につなげる取組への支援に対する大臣の見解
- (4) タクシー業界における課題への対応
 - ア 運行の効率性を高める相乗りタクシー導入の検討及びドライバー不足への対策
 - イ 自家用有償旅客運送制度が、タクシー事業の競争を激化させ労働条件の改善に結びつかない懸念に対する大臣の見解
- (5) 建設業における担い手の確保、育成及び建設現場が抱える人手不足の解消等に向けた大臣の見解

田村貴昭君（共産）

- (1) 5月22日に要請を行った下関北九州道路に関する予備的調査に対する国土交通省の対応
- (2) JR九州日田彦山線の復旧
 - ア 他の被災路線はJR九州が自力で災害復旧を行ったのに対し、日田彦山線については自力での復

旧を行っていない理由

- イ 2015年のJR九州完全民営化のためのJR会社法改正審議時における、JR九州青柳社長の鉄道ネットワークの維持、ローカル線の維持及び鉄道の災害復旧に関する発言の内容
- ウ 日田彦山線の復旧事業が、鉄道軌道整備法の補助の対象となることの確認及びバスによる復旧が同法の適用対象外であることの確認
- エ 復旧に関し国土交通省がJR九州に指導を行う必要性
- オ 第二・第三彦山川橋梁の架替費用の支援についての見解及び国による修繕等を検討する必要性
- カ 取り崩されたJR九州の経営安定基金のうち、鉄道ネットワークの維持・向上に必要な鉄道資産への振替に充てられた部分の現在の残高
- キ 上記カの残高を日田彦山線の復旧に充当することの可否及びJR九州に対しそのような形での復旧を行うよう指導することに対する見解
- ク JR九州の鉄道部門が黒字であることの確認
- ケ 被災した鉄道路線の復旧に対する大臣の所見

井上英孝君（維新）

- (1) 自転車の活用促進
 - ア 自転車通行空間整備の進捗状況及び今後の更なる整備に向けた取組
 - イ 自転車に関連した交通事故発生件数、死者数の推移及び交通事故の主な要因
 - ウ 自転車通行空間における自転車と自動車の安全環境の確保策
 - エ 自転車を安全で快適な交通手段として活用するための自転車利用者に対する法令周知及びマナー向上への取組
- (2) 公道を走行するカートの安全対策

重徳和彦君（社保）

- (1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による公共事業関係費の増大に対応した着実な予算執行等に関する認識
- (2) 公共工事における予定価格について、実勢価格が適切に反映されているかを含めた運用状況
- (3) 入札の不調・不落防止のため、適切な予定価格の設定に向け国土交通省が指導力を発揮する必要性
- (4) 中小建設業者の受注機会拡大のため、Cランクの契約予定金額の基準（発注標準）を見直す必要性
- (5) リニア中央新幹線をはじめとした2020年以後の我が国の成長を牽引する構想について大臣の見解

2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

- ・石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・質疑の申し出もなく、採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。
（賛成—自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）

3 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）

- ・石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。